



MONTHLY 建築士

支部だより 尾道市景観計画策定に伴う 届出制度等説明会の開催

●主催 尾道市 ●共催 尾道支部

尾道市では、市民の財産である尾道の景観を市民の手で守り、育てていくために、景観条例と景観計画が制定されました。4月1日から景観法に基づく景観計画と景観条例、景観地区（都市計画）の規定によって、新たな景観に関する取り組みがスタートします。それに伴い、まず市内の士会員を対象に、尾道市からの届出制度等の説明会がありました。70名の支部会員が参加し、景観計画の届出や景観地区と認定申請について、尾道市からの説明を受けました。



平成18年度指定講習会を終了して 本部事務局



習会となった。

ここ数年、参加者が減少する傾向にあった。その理由としては、5年ごとの義務化がなくなったということもさることながら、テキスト内容もあまり変化がなく、講師陣も同じ顔ぶれで、少々マンネリ化しつつあったことも否めない。本年度は法改正の施行を目前に控え、日本建築士会連合会編集のテキストにも新しい要素が見られた。講師も新しい方に担当いただき、別の切り口での講義を試みた。

CPD制度や専攻建築士制度も、かなり浸透しつつあり、会員相互にもさまざまな情報収集や勉学の意識が高まっているようである。日ごろの業務は何よりも優先されることではあるが、やはり折に触れ、建築士としての知識や技術に磨きをかける努力は必要不可欠なものである。

ここしばらくの建築士に対する社会の風当たりや、それを受けての改正建築士法の公布など、業界を取り巻く環境は疾風のごとくである。嵐に呑み込まれないよう、会員各自が自分の技術に誇りを持ち、社会に貢献できるよう切磋琢磨したいものである。

2007 Information Calendar 3月・4月の行事予定

3 March

- 13 火・青年部会定例会(呉地区支部)
- 14 水・青年部会定例会(尾道支部)
- 21 水・支部ゴルフ大会(福山支部)

4 April

- 1 日・二級・木造建築士試験インターネット受付(～6日まで)
- 2 月・二級・木造建築士受験申込書配布(～13日まで)
- 9 月・二級・木造建築士試験対面受付(～13日まで)
- 16 月・一級建築士試験インターネット受付(～27日まで)
- 23 月・一級建築士受験申込書受付(～5月11日まで)

地域貢献活動センター 助成団体募集について

広島県地域貢献活動センターの来年度助成団体募集の受付が始まりました。
受付期間：3月1日(木)～3月19日(月)
(必着)

提出先：広島県建築士会・
各支部事務局

詳しくは、会報誌2月号に同封のリーフレットをご覧ください。

速報!! 改正建築士法の 講習会

「改正建築士法」の講習会を行います。
広島県建築士事務所協会との共催により、建築士法の改正内容等の講習会を下記の日程で実施することになりました。詳細及び申し込み方法は、4月2日よりホームページで公開致します。

5月8日(火) 13:30～15:30

会場：広島県情報プラザ

5月10日(木) 13:30～15:30

会場：ウェルサンピア福山

5月14日(月) 13:30～15:30

会場：広島県情報プラザ



表紙写真について



改装前



改装後

「広島白十字 高陽店」

- 設計・監理／(有)アークス 高田 宏幸
- 施 工／ブリード湯谷株式会社
- 所在地／広島市安佐北区口田4丁目8-12
- 規 模／平屋建
- 構 造／鉄骨造
- 延床面積／146.23㎡

銀行として使われていた建物を、1スパン削ってコンパクトにすることで、駐車場をゆったりと取りました。

外観は白を基調に仕上げ、ボーダーをアクセントに入れてあります。

内部は2階建てだった床を取り除き、吹き抜けのあるゆったりとした空間を確保しました。売り場から工房が臨める、親しみやすく清潔感のある雰囲気を目指しました。

あなたの作品で表紙を飾ってみませんか？

随時、表紙用の写真を募集しています。写真（プリント、ネガ、データ）2～3点を設計概要、設計趣旨（400字程度）と一緒に送ってください。会員の皆様からのご応募をお待ちしています。



社団法人 広島県建築士会

〒730-0052 広島市中区千田町3-7-47 広島県情報プラザ5F
TEL (082) 244-6830(代) FAX (082) 244-3840
mail: info@k-hiroshima.or.jp
URL: http://www.k-hiroshima.or.jp/

募集します!!

小規模な自主勉強会・研修会等の CPD制度のプログラム 認定申請について

CPD制度は、平成19年度で5年目となり、参加者も800名余りとなりました。この制度は、名称のとおり、継続（continuing）して行う専門職の能力開発（professional development）を目的としています。

最近では、定期的に行われる自主的な勉強会や社内研修の実施も増えてきており、昨年11月のCPDデータ登録申請においても、かなりの自己申請プログラムがありました。建築士会としてもそういった会員の方々を大いにバックアップしてまいりたいと考えております。

現在、士会主催以外の事前認定「CPDプログラム」は、「プログラム評議会運営基準」に基づき、下記の主催団体からの認定申請書を受理しております。

- (1) 広島県CPD制度建築関係団体協議会（11団体）及びオブザーバー（2団体）主催
プログラム1件につき認定手数料 1,000円
- (2) 広島県建築士会本部賛助会員主催
プログラム1件につき認定手数料 1,000円
- (3) 上記(1)(2)以外主催
プログラム1件につき認定手数料 2,000円

この度、上記以外でも下記の条件を満たしたグループ、サークル、社内研修会等からの申請も受け付けることになりました。認定手数料はプログラム1件につき、1,000円です。

- ・建築士の能力向上のために継続的に活動している会であること
- ・固定のメンバーが10名以上であること
- ・責任者が広島県建築士会の会員であること
- ・会の中にCPD制度参加者が3名以上いること
- ・これまでに勉強会、研修会の実施歴があること

今後、プログラム認定申請を希望されるグループ等は、上記が証明できる書類を揃えて、あらかじめ本部事務局にご相談ください。

建築士法等の一部を改正する法律案について

建築士の資質・能力の向上、高度な専門能力を有する建築士の育成・活用、設計・工事監理業務の適正化、建設工事の施工の適正化等を図り、

耐震偽装事件により失われた
建築物の安全性及び建築士制度に対する国民の信頼を回復

1. 建築士の資質、能力の向上

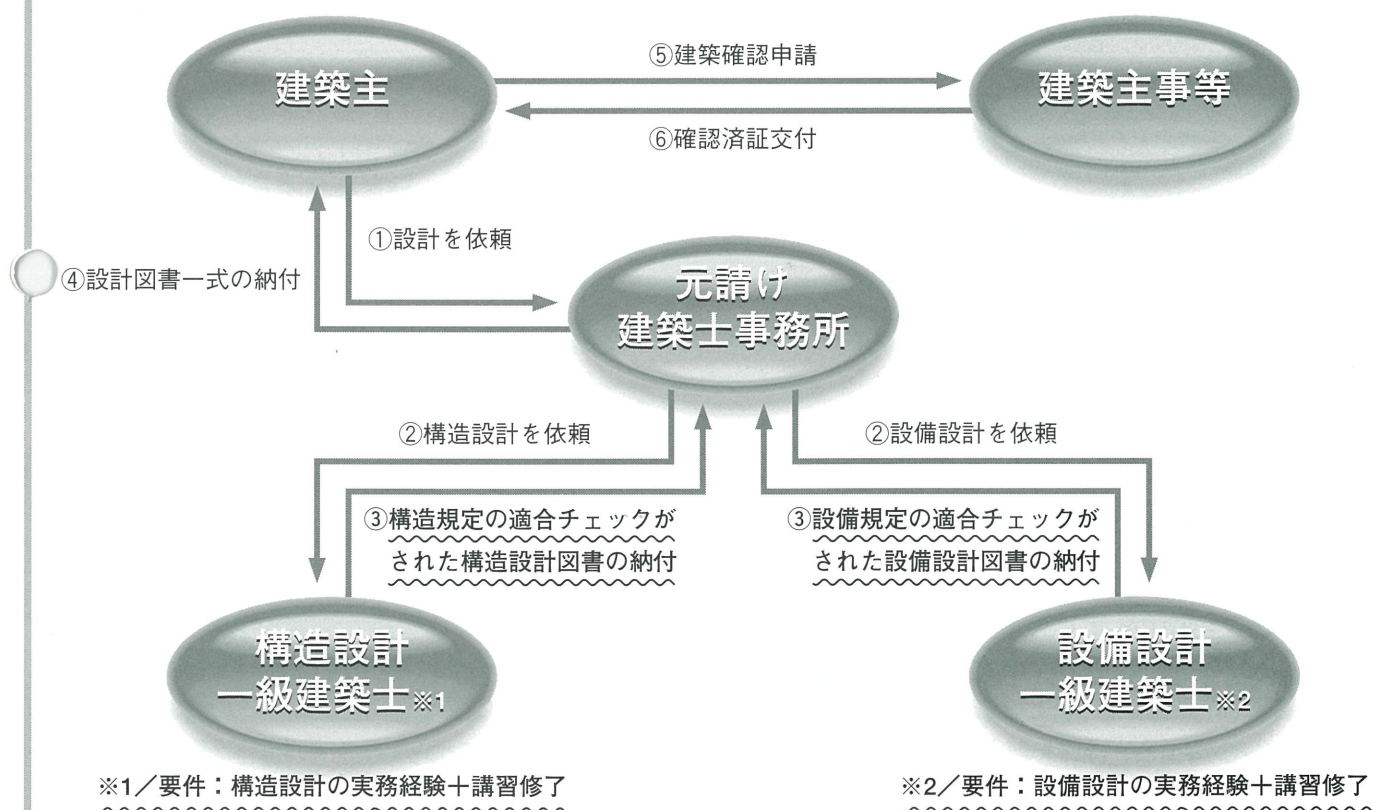
- ◆ 建築士に対する定期講習の受講義務付け（講習の実施にあたり、講習機関の登録制度を創設）
- ◆ 建築士試験の受験資格の見直し（学歴要件、実務経験要件の適正化）

2. 高度な専門能力を有する建築士による構造設計及び設備設計の適正化

- ◆ 一定の建築物について、構造設計一級建築士、設備設計一級建築士による法適合チェックの義務付け
（法適合チェックがされていない場合の確認申請書の受理禁止等【建築基準法の改正】）

<法適合性チェックのイメージ>

下線部（~~~~）が今回新設



- ◆ 小規模木造住宅等に係わる構造関係規定の審査省略の見直し
（専門能力を有する建築士が設計した場合のみ省略）

3. 設計・工事監理業務の適正化、消費者への情報開示

- ◆ 建築士事務所を管理する管理建築士の要件強化（実務経験等の要件付加）
- ◆ 設計・工事監理契約締結前に管理建築士等による重要事項説明及び書面交付の義務付け（工事監理の方法、報酬額、設計又は工事監理を担当する建築士の氏名等）
- ◆ 分譲マンションなど発注者とエンドユーザーが異なる一定の建築設計等について、一括再委託を全面的に禁止
- ◆ 建築士名簿の閲覧、顔写真入り携帯用免許証の交付（建築士、建築士事務所の登録・閲覧事務の実施にあたり、指定登録法人制度を創設）

登録実施主体		
	現 行	改正後（機関を指定した場合）
一級建築士	国土交通大臣	中央指定登録機関
二級建築士 木造建築士	都道府県知事	都道府県指定登録機関
一級建築士事務所 二級建築士事務所 木造建築士事務所	都道府県知事	指定事務所登録機関 （都道府県知事指定）

4. 団体による自律的な監督体制の確立

- ◆ 建築士事務所協会等の法定化及び協会による苦情解決業務の実施等
- ◆ 建築士会、建築士事務所協会等による建築士等に対する研修の実施

5. 建設工事の施工の適正化【建設業法の改正】

- ◆ 分譲マンションなど発注者とエンドユーザーが異なる一定の工事について、一括下請負を全面的に禁止
- ◆ 資格者証の交付等を受けた監理技術者の配置を要する場合を学校・病院等の重要な民間工事に拡大（現在は公共工事のみ）

※以上「建築士法等の一部を改正する法律案について」は、国土交通省のウェブサイトで公開された資料をもとに、編集、再構成したものです。

お知らせ

専攻建築士の登録更新について

専攻建築士の更新につきましては前例がなく、連合会も具体的な方向を発表しておりませんが、現在のところおおむね下記のようにお考えください。複数領域の方は、当初考えられていたような2倍、3倍の単位を取得する必要はありません。これに基づいて本年11月のCPDデータ登録を行います。具体的な方法につきましては今夏に、CPDデータ登録ガイドで広報する予定です。

■ 5年ごとに、CPDの登録データの確認により行う。
1領域及び2領域の場合は、5年間で250単位以上が前提条件である。年平均50単位を標準とするが、年により上下があっても構わない。単位の詳細については下記を参照のこと。

3領域専攻の場合は、5年間で285単位以上が条件となる。

■ 1領域専攻の場合

- ・ 250単位の内訳：研修型180以上
実務型50～70まで（この内、専攻領域が35以上）
- ・ 1年間の取得単位：
 - ①実務型は単位の上限を14とする。下限はないので申請しない年があっても構わないが、5年間のトータルが最低50、この内35は専攻領域でなければならないので注意のこと
 - ②委員会活動型は上限を12とする
 - ③自習型研修は上限を12とする
 - ④上記以外の研修は上限はなしとする
- ・ ほとんどの実務者の場合、1年間に専攻領域の実務14単位（5年で70単位）の取得は無理ではないと考えられる。

- ・ ①の自習型研修の単位（ $12 \times 5 = 60$ ）を加味すると、②の委員会活動をしていない場合でも250－70（実務型）－60（自習型）＝120となるので、④の講習会や研修会等で年間24単位を目標にすると良い。
- ・ 5年間の実務トータルが50単位しかなく、委員会活動もしていない場合、自習型研修を加味しても、 $250 - 50 - 60 = 140$ となり、年平均28単位を④の講習会や研修会等で取得しなければならない。
- ・ ②③④の合計は、必ず最低180単位が必要である。

■ 2領域専攻の場合

- ・ 250単位の内訳：研修型180以上
実務型70～140（各々の専攻領域が35以上）
- ・ 1年間の取得単位：

- ①実務型は各々の領域の単位の上限を14とする。
5年間のトータルがそれぞれの領域で35以上必要。つまり2領域の合計が70以上あれば良い
- ②委員会活動型は上限を12とする
- ③自習型研修は上限を12とする
- ④上記以外の研修は上限なしとする
- ・ その他の詳細は1領域専攻の説明を参照のこと。
- ・ 1領域と同様250単位で良いので、一見簡単そうであるが、研修型180以上というのは1領域と同様なので注意する。
- ・ 実務の専攻領域は必ずそれぞれで35以上取得しなければならない

■ 3領域専攻の場合

- ・ 285単位の内訳：研修型180以上
実務型105～210まで（この内、専攻領域が35以上）
- ・ 1年間の取得単位：
 - ①実務型は各々の領域の単位の上限を14とする。
5年間のトータルがそれぞれの領域で35以上必要。つまり3領域の合計が105以上あれば良い
 - ②委員会活動型は上限を12とする
 - ③自習型研修は上限を12とする
 - ④上記以外の研修は上限はなしとする
- ・ その他の詳細は1領域専攻及び2領域専攻を参照のこと

■ CPDデータ登録の際には、必ず自分が専攻した領域の実務を申請しなければならない。

■ 研修型は、何領域専攻でも最低180単位は必要である。

■ 研修型の内、委員会活動型、自習型研修は何領域専攻でも年間の上限は12単位となる。

■ 例

* 1領域の場合

- Ex.. 1 研修型210＋実務型70（内専攻領域70）＝280 ○
- Ex.. 2 研修型195＋実務型35（内専攻領域35）＝250 ○
- Ex.. 3 研修型200＋実務型70（内専攻領域30）＝270 ×

* 2領域の場合

- Ex.. 4 研修型210＋実務型140（内専攻領域70＋70）＝350 ○
- Ex.. 5 研修型195＋実務型70（内専攻領域35＋35）＝265 ○
- Ex.. 6 研修型200＋実務型80（内専攻領域30＋50）＝280 ×
- Ex.. 7 研修型170＋実務型140（内専攻領域70＋70）＝310 ×

* 3領域の場合

- Ex.. 8 研修型210＋実務型210（内専攻領域70＋70＋70）＝420 ○
- Ex.. 9 研修型195＋実務型105（内専攻領域35＋35＋35）＝300 ○
- Ex.. 10 研修型200＋実務型115（内専攻領域30＋45＋40）＝315 ×
- Ex.. 11 研修型175＋実務型210（内専攻領域70＋70＋70）＝385 ×

※ ～（波線）の部分の単位が不足